

子ども子育て連絡会会則

平成31年4月1日制定

(名称)

第1条 本会は「子ども子育て連絡会」と称する。

(所在地)

第2条 この団体を次の所在地に置く。大阪府藤井寺市国府 1-6-27

(目的)

第3条 本会は、以下の項目を目的とする。

- ・子育てに関する情報を、活動する個人や団体が円滑に共有し、継続的な活動が行えるよう支援する。
- ・行政や社会福祉協議会と連携しながら、子ども子育てに関する活動をしたい個人や団体を育成し繋がりを強くする。

(活動)

第4条 本会の活動年度は、4月から3月までの1ヵ年とする。

第5条

本会の活動は、定例会と臨時会からなるものとする。

- 2 定例会は、原則として年4回開催し、活動に必要とされる情報を共有する。加えて活動を推進するため、研修や勉強会等を実施する。
- 3 臨時会は、会長が必要と認めた時に開催出来るものとする。

(役員)

第6条 役員は、会長、副会長、書記、会計、会計監査、各1名の合計5名とし、会員の中から互選される。

- 2 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じた時は、速やかに補充するものとする。後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、行政、社会福祉協議会及び外郭団体等との連絡・調整に当たる。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代わって対応する。
- 4 書記は、本会の活動記録や出欠確認などの事項を担当する。
- 5 会計は、本会の経理に関する事項を担当する。
- 6 会計監査の職務は、本会の経理に関して監査する。

(会計)

第8条 会の維持運営・相互交流を主な目的として、1会員につき、年 1,000 円を徴収するものとする。

- 2 年会費を管理する通帳並びに銀行印は、会計が保管するものとする。
- 3 会計年度は毎年4月 1 日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(加入条件)

第9条 会に新たに加入する個人・団体について以下を選考基準とし、定例会の議決について定例会の参加者の過半数をもって、加入を承認するものとする。

- ・子ども子育て関連の活動を藤井寺市で行いたい個人や団体
- ・年度末に、活動報告が出来る事
- ・非営利である事

- 2 この会の活動目的にそぐわない個人又は団体は、定例会で審議し、脱退を決定することとする。

(設立年月日)

第10条 本会の設立年月日は、平成31年4月 1 日とする。

(その他)

第11条 この会則に定めのない事項は、定例会の議を得て、定めるものとする。

附則 この会則は、平成31年4月 1 日から施行する。

この会則の記載内容について事実と相違ない事を証明します。

(住所) 大阪府藤井寺市小山 1-8-28

会長 中辻 宏樹